別記様式第9号（第44条の2関係）

自主表示対象機械器具等表示届出書

年　月　日

総務大臣　殿

届出者

住　所

氏　名　（法人の場合は、名称及び代表者氏名）　㊞

電話番号

下記の自主表示対象機械器具等について技術上の規格に適合するものである旨の表示を付すこととしますので届け出ます。

記

自主表示対象機械器具等の種類	
自主表示対象機械器具等の型式	
※　製造業者の氏名又は名称	
※　製造業者の住所又は所在地	
※※　届　出　番　号	
備　考	

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　「型式」欄には自主表示対象機械器具等の主要な形状、構造、材質、成分及び性能が明らかになるように記載すること。

3　自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果を消防庁長官が定める様式を基準として作成し、添付すること。

4　試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項のうち消防庁長官が定めるものについては、別表で添付すること。ただし、既に届出された自主表示対象機械器具等に係る届出において提出したものと同一のものである場合は、その旨を「備考」欄に記載することで当該事項に係る書類の提出に代えることができること。

5　※印の欄は、自主表示対象機械器具等の輸入業者のみ記載すること。

6　※※印の欄は、記入しないこと。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二十二条第十号ロ及び第四十四条の二第二項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

総務大臣　新藤　義孝

平成二十六年三月二十六日

(一)　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
結いの党参議院比例第15支部	藤巻　幸夫	大谷　正人	東京都千代田区平河町一―九―八	参議院議員	○	二六、一、一四
結いの党参議院比例秋田小町支部	寺田　典城	鎌田　一文	秋田県秋田市千秋明徳町二―七七	参議院議員	○	二六、一、一〇

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
インターネッツ党	家入　一真	家入　一真	東京都港区六本木七―一一―一二	二六、一、二四
上野ひろし政経懇話会	鍵山　仁	小林　隆志	東京都練馬区練馬一―一〇―一六	二六、二、四
及川幸久後援会	小鮒　将人	小鮒　将人	東京都港区赤坂六―一〇―三九	二六、一、二二
大門未来後援会	桂本　佳典	桂本　佳典	東京都品川区平塚一―二―一	二六、一、二二
科学未来研究会	葉梨　之紀	原澤　直樹	神奈川県海老名市柏ヶ谷五二二―四	二六、一、一四
がんばれ日本支援機構	加藤　文夫	上小牧秀彦	東京都多摩市聖ヶ丘二―一五―一五	二六、一、三一
北林寛子後援会	小鮒　将人	小鮒　将人	東京都港区赤坂六―一〇―三九	二六、一、二二
玄洋社菊水会	山本　健策	山本　健策	岡山県岡山市北区撫川四四〇―一	二六、一、一〇
公認会計士による島村大後援会	須田　均	佐藤　豊毅	神奈川県愛甲郡愛川町中津七九八―三	二五、一二、一七
国領豊太後援会	小鮒　将人	小鮒　将人	東京都港区赤坂六―一〇―三九	二六、一、二二
ささえあう社会	平澤　求	平澤　求	神奈川県横浜市泉区中田西三―三〇―二六	二六、一、一四
自然共生党	谷本　誠一	高越　光久	広島県呉市本通六―二―二三	二六、二、三
釈量子後援会	桂本　佳典	桂本　佳典	東京都品川区平塚一―二―一	二六、一、二二
住重労連政治活動委員会関西支部	大西　寿明	塩貝　隆	大阪府大阪市北区中之島二―三―三三	二六、一、七
政治結社義皇會総本部	髙松　慶太	髙松　慶太	大阪府藤井寺市道明寺五―三―二四	二六、一、一六